

## 見沼田圃公有地貸付実施要領

見沼田圃公有地の貸付けについて、見沼田圃公有地貸付要綱(以下「要綱」という。)に定めるほか、この要領の定めるところによるものとする。

### (貸付対象者の適格要件)

第1 要綱第7条の適格要件は、次の各号に掲げるとおりとする。

1 農業者は、次に掲げる要件を備える者とする。

- (1) 農業経営で自立しようとする意欲と能力を有すると認められること又は農業経営によって自立していること。
- (2) 年間150日以上、農作業に従事していること。
- (3) 居住地から公有地までの距離が、効率的に耕作が可能な範囲であること。
- (4) 経営農地に不耕作又は違反転用地がなく、耕作すべき農地を自ら耕作しており、公有地も自ら耕作できること。

2 農地所有適格法人は、次に掲げる要件を備える者とする。

経営農地に不耕作又は違反転用地がなく、耕作すべき農地を自ら耕作しており、公有地も自ら耕作できること。

3 新規就農予定者は、次に掲げる要件を備える者とする。

- (1) 借受けようとする農地を自ら耕作し、公有地も自ら耕作すると認められること。
- (2) 年間150日以上、農作業に従事すると認められること。
- (3) 居住地から公有地までの距離が、効率的に耕作が可能な範囲であること。
- (4) 心身ともに健康で、新たに農業経営を開始しようとする者の年齢がおおむね60歳未満であること。ただし、世帯員である農業後継予定者がいる場合はこの限りでない。
- (5) 安定的な農業経営が見込める営農計画を有していること。
- (6) 農業経営を維持・管理する能力と経験を有すること。
- (7) 農業によって自立しようとする意思を有していると認められること。
- (8) 就農について世帯員の同意を得ていること。
- (9) 安定的な年間農業収入予定が認められること。
- (10) 作付予定作物の栽培に必要な最低限の農業機械を有していること。
- (11) 主な販売ルートがあること。

4 農作業に常時従事しないと認められる者又は農地所有適格法人以外の法人は、次に掲げる要件を備える者とする。

- (1) 耕作すべき農地を耕作し、公有地も耕作すると認められること。
- (2) 公有地の存する市の長への確約書の提出、協定の締結等により、他の農業者との適切な役割分担の下に継続的安定的な農業経営が見込まれること。
- (3) 法人においては、業務執行役員のうち1人以上がその法人の行う耕作の事業に常時従事すること。
- (4) 居住地又は事業所から公有地までの距離が、効率的に耕作が可能な範囲であること。
- (5) 安定的な農業経営が見込める営農計画を有していること。
- (6) 作付予定作物の栽培に必要な最低限の農業機械を有していること。

(7) 主な販売ルートがあること。

### (貸付手続)

第2 要綱第8条に定める貸付手続は、次のとおりとする。

#### 1 募集方法

貸付けの募集は、一般公募とする。公募に当たり、ホームページへの掲載等により次の事項を広報するものとする。

- ア 公有地の概要
- イ 貸付対象者
- ウ 貸付条件
- エ 申込期間
- オ その他必要な事項

#### 2 提出書類

別表のとおり

#### 3 貸付けに係る審査

知事は、申込書の内容を審査するとともに、公有地の存する市の長及び農業委員会に農業経営基盤強化促進法に基づく農用地の利用権設定の見込みについて、協議をするものとする。

#### 4 個人情報の取扱い

前記3の協議のため、埼玉県と公有地の存する市の長及び農業委員会は、必要な個人情報の提供を行うものとする。

### (貸付手続の特例)

第3 要綱第9条に定める貸付手続の特例については、次のとおりとする。

- 1 要綱第9条第1項に定める公有地の隣接地を利用する者とは、農地法（昭和27年法律第229号）又は農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）の手続を経て、利用している者（以下「隣接地所有者等」という。）をいう。
- 2 知事は、公有地を選定した場合には、令和4年2月1日以降に知事が定める期間において公募を実施したことがない公有地を新たに公募する場合には、一般の公募に先立ち、隣接地所有者等及び要綱第9条第2項の規定による公有地の貸付けを希望する者を対象とした公募を行うものとする。
- 3 知事は、要綱第9条第2項及び第3項の規定により、見沼田圃の新たな特産農産物生産を計画する主たる事業目的が農業以外の見沼田圃区域内に耕作地のない法人（以下、「異業種参入法人」という。）であると認めて借受者と決定した者並びに要綱第8条第4項ただし書き及び第5項から第7項の規定により借受者として決定した者のうち異業種参入法人と認めた者に対し、契約日から3年間、新たな特産農産物生産に要する栽培技術の支援及び予算の範囲内において資材・種苗の提供（以下「栽培支援」という。）を行うことができる。
- 4 前項の栽培支援を希望する異業種参入法人は、知事に事業計画書（別紙様式）を提出するものとする。

### 附 則

この要領は、平成24年2月7日から適用する。

この要領は、令和4年2月1日から施行する。

この要領は、令和4年10月31日から施行する。

### 別表（提出書類）

	農業者	農地所有適格法人	新規就農者	常時従事しない個人 農地所有適格法人以外の法人
世帯の住民票	○		○	（個人の場合） ○
商業登記簿謄本		○		（法人の場合） ○
法人の定款		○		（法人の場合） ○
農地基本台帳登載証明	○	○		（既に農業をやっ ている場合） ○
研修修了証等の写し、そのほか 研修を受けたことがわかる資料			○	（新規の場合） ○
所有する農業機械、農業用施設 の写真（予定の場合見積書又は 計画平面図）			○	○
作付計画（作物名、作付時期、 管理方法などを明記すること）			○	○
世帯員の同意			○	